

## 第 5 回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）

平成 26 年 2 月 14 日（金）  
 県庁行政庁舎 4 階 特別会議室  
 午後 3 時から午後 5 時まで

次第	発言者	内容
1 開会	司会	<p>「第 5 回宮城県特別支援教育将来構想審議会」を開会します。</p> <p>本日の欠席者ですが、名簿に記載のとおり、小野寺委員、亀井委員、今委員が御欠席です。</p> <p>また、この会議は公開となっています。</p> <p>それでは、議事に移ります。進行は村上会長にお願いします。</p>
3 議事（1）	会長	<p>早速ですが議事に入りたいと思います。議事（1）「第 4 回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録（案）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>資料 1 の議事録案ですが、この資料は一度皆様のお手元へお送りし、内容を御確認いただいているものです。以上です。</p>
	会長	<p>皆様のお手元にも案が送られていたと思いますが、ただいまの議事録案について、お諮りいたします。いかがでしょうか。</p>
3 議事（2）	会長	<p>それでは御意見などがないようですので、議事録については原案のとおりといたします。</p>
	会長	<p>次に、議事（2）「県立知的障害特別支援学校に係る教育環境の整備の緊急提言」についてです。</p> <p>このことについては前回の審議会でも議論しましたが、仙台圏域を中心とした知的障害特別支援学校の狭隘化については、今年 4 月の小松島支援学校の開校後も厳しい状況が続くことが予想されることから、早急な対応が必要であり、他の課題に先がけて整備の方向性を緊急提言として県に示したいと思います。</p> <p>これまでの議論を踏まえ、事務局で取りまとめた今後の方向性について、事務局から説明をお願いします。</p>

前回の審議会において、県立知的障害特別支援学校の狭隘化等への対応については、他の課題に先がけて、優先的に進める必要があることから、「緊急提言」として取りまとめるとのことでしたので、これまでの御議論を「1 県立知的障害特別支援学校の狭隘化等」について、「2 教育環境の整備に向けた提言」についてという2つの項目に事務局でまとめさせていただきました。

1 ページをお開きください。

2つのグラフを御覧ください。少子化により県内全校種の幼児児童生徒数が減少する中、県立特別支援学校の幼児・児童生徒数の増加は続いています。

2 ページでは、県立知的障害特別支援学校の学部別学級数の推移ですが、特に高等部の増加が顕著です。仙台圏域の県立知的障害特別支援学校3校の児童生徒数は200名を大きく超える状態が続いており、プレハブを含めた校舎の増築で対応しているものの、作業室や運動場の確保ができないなど、教育活動に支障を来しています。

次に、県立知的障害特別支援学校の将来的な児童生徒数の推計です。平成31年頃まで増加を続けその後減少に転じると推測していますが、仙台圏域の児童生徒数は横ばい状態が続くものと推測しており、狭隘化解消への対応は、喫緊の課題であると認識しています。

3 ページをお開きください。

教育環境の整備に向けた提言です。

(1)の目指すべき方向性についてです。これまで4回の審議会でも御議論いただいた内容をもとに、整備の方向性をまとめました。狭隘化への対応と、軽度の知的障害のある生徒への対応、地域資源を活用するための地域連携の3点が望まれるものと整理しました。

(2)の具体的な方策についてです。(1)の目指すべき方向性として示した3点について、それぞれ具体的に記載しています。

まず「狭隘化への対応」ですが、県有財産を活用した分校等の設置や複数の障害種部門の併置・併設、廃校となった小・中学校の校舎や余裕教室を活用した分校等の設置を行うなど、県有財産等の活用や小・中学校の統廃合などを見据えた市町村とのさらなる連携を図ることにより、教育環境を整備する必要があると整理しました。

次に「軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等部教育の充実」ですが、高等学園の新設や収容定員の拡大、生徒の進路希望や障害の状態に対応した複数の教育課程の編成など、生徒の障害の状態等に応じた適切な進学先を確保するとともに、教育課程の見直しなど進路選択の拡大に向けた取組を進める必要があると整理しました。

4 ページをお開きください。

「地域資源の活用による教育力の向上」ですが、地域の関係機関等と連携した施設・設備の活用、専門学科を有する高等学校など他の学校の施設・設備の活用を行うなど、教育機関同士はもとより関係機関等とのネットワークを構築し、既存施設等の相互利用の積極的な推進を図るとともに、特に高等部生徒の就業に向け、必要な知識・技能をさらに向上させる必要があると整理しました。説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

緊急提言を御覧いただきそこに記されている内容や文言について皆さんから御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

繰り返しになりますが、例えば1ページの2番目のグラフです。県立特別支援学校における知的障害の子どもたちの数は増加傾向であり、これが支援学校全体の子どもたちの数を押し上げていることを明確に示しています。知的障害の子どもたちは平成15年の1,251人から平成25年では1,867人となり、聴覚・肢体・視覚・病弱に関しては横ばいか減少傾向にあることを考えると、いかに要素として大きいかということになります。

グラフを見るばかりではなく、私たちは名取支援学校を見学させていただきました。あの状況を見ますと、早い段階で手を打たなければ子どもたちの教育環境としては非常に問題があると考え、このような提言の案になりました。大きな箱物をつくれればよいということではなく、2ページの今後の児童生徒数の推計も勘案しなければなりません。いかがでしょうか。

伊藤  
委員

今2ページのグラフの話がありましたが、仙台圏域では平成25年から31年まで約250人位増加するので、今度開校する小松島だけでは対応が難しいのではないかと思います。

3ページの具体的な方策に高等学園の新設があり、幾分緩和されることも考えられますが、狭隘化への対応に特別支援学校の新設はなく廃校となった小・中学校などを活用する見通しがどれくらいあるのか、また市町村とのさらなる連携には仙台市も含まれるのか。

事務局

仙台市とは強い連携が必要だと思います。

伊藤  
委員

次に4ページに地域の関係機関と連携した施設・設備の活用とあります。例えば利府町には立派な運動場などがあり、実際に私が利府支援にいた時も活用していましたが、移動に要する時間などロスがものすごく大きいです。また、プールの利用では、小学部でもせいぜい5、6回行くくらいで、中学部や高等部では2、3回でありプールなどが学校にあるのとは全然違います。施設・設備を活用するのはよいですが、それで学校にあるべきものの代わりということのないようにして欲しいと思います。

事務局

伊藤委員の例にありましたが、利府支援学校では運動場がなかなか確保できず運動会もできないような数年を過ごしています。そこで来年度は運動会を実施できるよう利府町と連携したり、あるいは他の支援学校も含めてですが、公営のプール等をお借りするというようなことを念頭にしての記述です。今後もそれをよしとして進めるのではなくできるころはそうに進んでいくべきであろうと思っておりますが、1番の課

題である狭隘化を改善することにより、伊藤委員が話されたような時間のロスのない、より有意義な教育効果を高める連携ができればよいと思っています。

青木  
委員

2ページのグラフですが、平成31年度から45年度までの推計がありますが、仙台圏域の児童生徒数は仙台教育事務所管内で、この中に仙台市も含まれているのか、また平成31年から横ばい状態が続くということだが、障害のある子どもの出現率や出生率も基に推計し、仙台市における同種同様の推計とつきあわせてのか教えていただきたい。

事務局

まず1つ目、仙台圏域の児童生徒数は光明支援・名取支援・利府支援の仙台圏3校の現在の学区を基に算定したものです。

2つ目の出生率や出現率は勘案しており、3つ目の仙台市における推計との突き合わせは行っていません。

氏家  
委員

具体的に記されており、文面自体は修正しなくてもよいと思います。前回の審議会でも話したのですが、狭隘化への対応では活用できるハードや、活用する方法・方策はいろいろあるかと思います。仙台市内で統合が予定されている小学校があり、近辺の住人は統合された後どうなるのかとても不安に思う方もいます。学校が人口減のためなくなることにより、その地域の方の失望や不安感のようなものがあり、それを解消する意味合いもあります。障害のある方が来るといふ抵抗感があることもやはり実際に感じる場合がありますから、一つのコミュニティづくりを長期的に見通していくとすれば、いろいろな要素があり、今どうすべきかという緊急の考え方として活用できるものは活用することを視野に入れる必要があると思います。

次に、軽度の知的障害のある生徒を対象とした高等部教育の充実についてです。昨夜、泉区にある北部アールで高等学校の先生方の情報交換会ということで勉強会が行われ、高等学校の先生方だけではなく小学校から大学の教員まで集まり意見交換していました。既に今悩んでいる高等学校の先生もいらっしやと思いますし、高等学校で頑張っている先生にある知識や技法が入ることで特別支援学校の高等部に入学される方々の抵抗感が少なくなるのであれば今やれることからやることを示す必要があると思いますし、もし子どもたちの幸せが実現できるのであれば取り上げるにふさわしいことだと思います。

会長

高等学校も含めた地域的な資源というお話も出ました。

先程伊藤委員が話されましたが、小・中学校やその他の様々な資源を活用する場合の具体的な数は、今の段階でほぼ押さえられているものなのかどうか。

また、子どもたちの増加が想定される地域における教室数等の対応は推計も含めてある程度検討されているのかどうか伺いたい。

教育長 今回、小松島支援学校を新設しましたが、現時点で190人を越える入学予定者となり、既に当初の予定を上回っています。  
 今後の想定される児童生徒数、特に仙台圏域における推計はとても難しい状況です。どのような校舎、学校であれば対応できるかを、現時点ではっきりすることはできない状況です。

会長 具体的な内容については厳しい部分もあると、教育長のお話にもありましたが、お諮りいたします。  
 いろいろな状況を考えると心に落ちてこない部分はあると私自身も感じるところですが、文言についてはいかがでしょうか。

青木委員 2ページに教室不足を解消するため特別教室等を普通教室に転用するなど書き記すのはどうかと思います。

会長 実際に特別教室がないような大変な状況が利府や光明、名取でもあるのは事実ですが、文言としてそぐわないのではないかという意見を今いただきました。いかがでしょうか。

事務局 平成25年度も文部科学省で教室不足調査を全国的に行い、宮城県も全国と同様に多くの教室不足が生じていることが公表されています。これは当審議会からいただく提言ですのでこの文言でもと思っています。最終的にはここでというよりはもう一度会長さんにお戻しし、吟味していただき提言をいただくということにさせていただければと思います。

会長 会長としてはこのように事実を書いた方がよいだろうと思います。この部分の文言についてはこれでも押さえて書いていただいた部分がありますので、青木委員いかがですか。

青木委員 事務局がよいというのであれば。

会長 審議会としては校庭もないことも書きたいところです。

教育長 今事務局からも申し上げたとおり、この審議会から出していただく提言であり、県にはかなり厳しい文言であってもしっかりと受け止めたいと思いますので、遠慮なく書き込んでいただくように事務局に指示していただければと思います。

会長 その他の文言を含めいかがでしょうか。

赤間委員 3ページの狭隘化について、先程教育長から推計の数とつくる分校等の数で間に合うかどうかなかなか見通しが持ちにくいというお話をいただいたのですが、保護者や子どものニーズが多様化している中で特別支援学校を希望する方が年々増えているという実感を私も持っています。

狭隘化への対応で、複数の障害種部門の併置・併設、廃校や余裕教室を活用した分校等の設置とありますが、その方策だけで間に合うのか心配です。一定規模の特別支援学校を新設することも含めて県教委に提言する必要があるのではないかと思います。

会長 赤間委員から余裕教室の利用だけではなく狭隘化への対応として支援学校の新設という文言も含めた方がよいという意見をいただきました。いかがでしょうか。

伊藤委員 先程も申し上げたのですが、この地域に分校等が設置されるなどの見通しがあれば少しは分かるのですが、見通しが無い状態ですので、新設もやはり考えなければと思います。5年間増え続けるというので、待っていてもどうにもならないので、できるだけ早く着手して欲しいという気持ちがあります。新設するのにも時間はかかりますから、早く見通しをもてるよう取り組んで欲しいと思います。赤間委員も話されたのですが私も希望としては新設という文言を入れて欲しいと思います。

会長 この文言から考えると分校等に新設も含めて考えている部分がないわけではありませんが、明確に新設ということを書き記述することについて皆さんの御意見をいただきたいと思います。

門脇委員 できれば新設校の目途があり、その間は廃校となった校舎や分教室を利用するのであれば保護者はとても安心だと思います。

会長 これは会長ではなく委員としての見解です。私は特別支援教育が県内の皆さんに認知され子どもたちに特別支援教育をという大きな希望としては確かにある。むしろ特別支援教育に関わる私どもの役割は大きいと認識しているのですが、一方においてインクルーシブの考え方の立場に立つと果たして新しい場所を確保してそこに入れていただくこともよいのですが、それでインクルーシブ的発想の基に日本が行こうとする場合にそれでよいのかという印象をもつのです。様々な学校に障害のある子どもたちがおり、支援学校から専門の先生方がそこに出向き、通常の学

校・学級の子どもたちや先生方も含めて対応し、かつ特別支援教育の対象となる子どもたちへも対応することは考えられないのだろうかと思えます。支援学校を増やしても、いかなものかという印象があります。

小・中学校の中に入っていくと、特別支援教育の充実と共に対象となる子どもたちが様々に見受けられ、特別支援学級に行ってくださいとか特別支援学校ですねという意識を感じることがあります。非常に上手くいっている学校ではそのような子どもたちがいても通級による指導や、特別支援学級での交流を盛んにしながら動いているのですが、逆に上手くいかない学校はとても簡単に支援学級は充実しているから行ってくださいとか、今はそのような学校が準備されているので行ってくださいというような場面に出くわしてしまうことがあり、学校の新設に二の足を踏んでいます。

青木  
委員

小学校の就学指導の例ですが、重度の障害のある子どもで、判定も診断もそれから就学指導委員会の見解も支援学校が妥当であり、保護者もそうだと認めてはいるのですが、支援学校に子どもを1時間以上かけて通わずことに保護者の方がリスクをお持ちだと思うのです。支援学校の方が適正な指導をやっていただけると期待しているのですが、子どもを地域で育てたいという思いを保護者は皆持っており、それが合理的配慮であろうと思っています。そうしたときに支援学校ができるまでの経過的な措置だと考えるのではなく、地域の小・中学校に支援学校の分校等を設置していく方が、大きな支援学校に比べて密度の濃い教育ができ質の充実を図れ、交流及び共同学習も行事的に進めるのではなく日常的に行えると思います。

地域の生活者として障害のある子どもたちも友達や地域の方と交わりながら将来にわたって生活していけるという環境を整えていくという意味では、やはりインクルーシブとは少し離れるかもしれませんが地域で育てていくことが大事なのではないかと思えます。分校・分教室が本校に比べて質が充実していないとか、経過措置というマイナスな考え方はなく、むしろ充実させていこうという強気な施策を展開する必要があるのではないかと思えます。

会長

今青木委員が話されたことと先程私が述べたことは裏表の関係で先生方の専門性をきちんと確保した上での話です。分校・分教室は支援学校がないから先生がこっちにきてとか、子どもたちがそっちに行ってしまうような後ろ向きの議論とは全く違う観点で、特別支援教育の先生方の質をいかに確保するかという問題と必ず裏表の関係として議論していただきたいということです。これも私的な委員としての見解です。

門脇  
委員

先程支援学校の新設のことを申し上げましたが、今はそのような交流がある分教室であれば親としてはとても安心だったのですが、私たちの時代は分教室は通常の学校の子どもたちと学校の中で一緒のはずなのに全く何の協力もなく切り離されている様子を見てきましたので、本当は

通常の学校の子どもたちに優しさを教え勉強になると思いながらいたのですが、私どもがお世話になったときの余裕教室を利用したためな状態をふと思い出していました。本来であればその方が障害のある子どもにも一般の子どもたちにも学びあえるよいチャンスであると思います。

会長 事務局どうぞ

事務局 今回の議論に関連して3つ程お話をさせていただきたいと思います。

1つ目は現在の分校についてです。

現在、県立知的障害特別支援学校の分校が白石中学校と富谷町の富ヶ丘小学校をお借りして2つあります。白石中学校の校長先生・教頭先生とついこの間お話をしました。その中で特に印象に残ったのは、このような子どもたちと日常的に触れあっており、多様な人間を認め合うことが我が学校には基盤としてできたので、当分学校が荒れることはないであろうというとても嬉しいお話でした。

2つ目の富ヶ丘小学校を借りている利府支援の富谷校においては一昨日の雪を富谷校の昇降口も富ヶ丘小学校の子どもたちが除雪作業してくれ嬉しかったと校長から報告がありました。門脇委員からもあったようにお互いに学び合うことができる環境が小・中学校をお借りすることによって醸成されるなら青木委員が話されたように交流及び共同学習がさらに実りあるものになっていくのではないかと思います。

2つ目は見通しがないと伊藤委員が話されましたが、利府も名取も光明も今の教室不足の状態を一つでも多く減らすことができるようにあちこち足を運び、関係機関と調整させていただいての案です。まだまだ財政の裏付けもありませんし、いろいろこれからやる事が多くあり表に出すといろいろな支障もありますので、具体的に申し上げることはできません。

3点目、新設という含みをもたせて「等」ということで事務局案としてお示ししました。

会長 いろいろ意見を皆さんお持ちで私も一人の委員として意見を述べさせていただきました。今、澁谷室長から「等」には新設ということも含まれているということでしたがこれらも含めて文言の整理をしなければと思います。ここの部分について大変僭越なのですが会長としての私に一任していただけないでしょうか。

尚、最終的な文言の整理につきましては皆さんにお示ししながら決定したいと思います。この議事につきましてはこの辺りで議論を打ち切ってよろしいでしょうか。

委員 はい



### 3 議事（3）

会長

ありがとうございます。

会長

次に、前回時間の都合で議論できなかった議事（3）「市町村における特別支援教育の充実」です。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料3を御覧願います。

まず、課題1の「関係機関との連携と支援体制の構築を図るための方策」についてです。障害のある子どもに対して多様な支援を行うため、市町村における教育、医療、福祉、保健等関係機関の連携と支援体制の構築が必要であると考えています。これまでの審議会では、「市町村ではいろいろな方々とネットワークをつくることが大切である」、「市町村教育委員会へ特別支援教育担当者の配置が必要である」などの御意見をいただいています。参考資料として各市町村の特別支援教育連携協議会や特別支援教育コーディネーター連絡協議会の設置状況、開催回数、研修会の開催回数をお示ししています。この課題では「障害のある子どもに対する支援を行うための関係機関の連携と支援体制の構築のための方策について」御意見をお伺いしたいと考えています。

続きまして3ページを御覧ください。

課題2の「早期からの継続した相談・支援を行うための方策」についてです。障害のある子どもに対し、早期から発達に応じた支援を行うとともに、就学後も一貫した支援を継続していくことが必要であると考えています。これまでの審議会では、「幼稚園から高等学校まで一貫した教育を行うことが重要である」、「早期に知的障害や発達障害を発見し就学につなげようとしているが、保護者の気持ちはデリケートなので支援が難しい」などの御意見をいただいています。参考資料として、県の発達障害早期支援事業のモデル市町村数、すこやかファイルを活用している市町村数、モデル市町村の会議の開催回数、研修会の開催回数をお示ししています。この課題では、「早期からの相談・支援を充実させ、さらに継続した支援を行うための方策」について御意見等をお伺いしたいと考えています。説明は以上です。

会長

ありがとうございます。それぞれの課題について御意見をいただきたいと思えます。

まず、課題1の「関係機関との連携と支援体制の構築を図るための方策」について。2ページに障害のある子どもたちに支援を行うための関係機関の連携と支援体制の構築のための方策ということで特別支援教育連携協議会の設置をさらに促進する。研修のさらなる充実による専門性の向上。これは当然のことながら通常の学校・学級の先生方にとっても今は特別支援教育という名前はつかなくても様々な配慮を必要とする子どもたちに対する支援が必要な時期・状況になっています。それはよく言われるユニバーサルデザインという視点にたった場合でも当然のことだと思います。配慮を必要とする子どもたちにとって分かる授業は通常の子どもたちにとっても分かる授業。それだけではいけないと思えますが

基礎的な部分に関しては当然同じものが必要だと思います。

もう一つの課題です。早期からの継続した相談・支援を行うための方策ということで早期からの発達支援。当然幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校との接続期においてはどのような子どもであろうと様々な困難や不安があり、保護者も同様です。特に何らかの気に掛かる部分がある子どもたちは保護者も感じている方も多いと思いますのでそういう子どもたちも含めた早期からの対応です。障害という名前をつけるのではなく、子どもたちは皆様々な困難な部分を持っていますからそれも含めた対応を充実させなくてはなりません。小・中学校、高等学校の接続期と書いていますが、前に申しましたように大学においても様々な課題を抱えた学生たちが最近急激に増えてきていますので、御意見をいただきたいと思います。

門脇  
委員

今事務局の方から「すこやかファイル」をお借りして慌てて見ているところですが、アーチルでこれを活用されているとのことですが何名位の子どもが活用されているのでしょうか。今うちの会に40人位子どもがいるのですが初めてこれを見ました。小・中・高卒業後まで書いてありますが、つい先日私どもの会合の時に「すこやかファイル」を県でつくっていますと初めて聞き、今見せていただいたところです。

学童の時もですが就労する際も、子どもがどこかでお世話になるときにはその都度いつ生まれていつ何がどうとかどこにいても聞かれ、年度が替わる度に報告していたのですが、「すこやかファイル」があればどこにいても誰に見せてもすぐ分かり素晴らしいと思います。せっかくつくっているのに活用している市町村が平成23年は3、24年は8と知らない市町村が多く、保護者も「すこやかファイル」を知らないのではないのでしょうか。各市町村で活用した方がよいと思いますし、活用されないのは残念だと思います。うちの会でも作成し会員に渡そうと思います。

会長

事務局

事務局

宮城県で「すこやかファイル」を作成したのは平成22年度ですが、それに先がけて基となる物をつくり、モデル地域として白石市で実践していただきました。現在、全県的に広めようとしているところですが、白石市の小室委員がおりますので具体的なお話をいただけるとありがたいです。

会長

小室委員お願いします

小室  
委員

「すこやかファイル」は乳幼児期には保健師からお渡しすることもあります。保育園や幼稚園の場合は集団の中で必要となれば保育士が勧め

たり、小学校に入れば小学校でというように生まれてから高校生になるまで連絡会議を開催しており、そこで「すこやかファイル」の使い方などの研修をし、保護者にこのようなものがありますと紹介します。あくまでも保護者が活用したいと意思を示したときに渡すので、無理矢理は勧めませんし、どの時期でも活用できます。例えば小学校の時期にお渡しした方でも遡って乳幼児期のことを知りたいという場合には保健師が遡り情報を提供したり、小学校から中学校に行くときには、保護者から自分は持っていますということを中学校とか次の所に伝えて下さいという方法でやっています。周りであの人持っていると言わない約束で、保護者の方が、自分が持っていることを次へ次へと繋ぎずっと使えるようにしています。

会長           ありがとうございます。それを持つこと自体にいろいろな思いを持つ保護者もいます。もちろん勧められることによって逆に引いてしまう保護者もいます。ましてあそこの子どもの保護者は「すこやかファイル」を持っていますと第三者が言うべき問題ではありません。しかし、何も言わなければ持ってもらえるかというところでもなく、なかなか難しいのが現実です。

「すこやかファイル」がいかに意味をもつものか、活用する効果があるのかを人づてに聞いてもらい、実感してもらうことがない限りなかなか「すこやかファイル」だけではなく、特別支援教育的な配慮を子どもたちにしてもらうということを保護者が理解することは難しく、関係機関と繋いでいくことの実効性が非常に低いことを考えた方策でなければならないと思います。

赤間委員       「すこやかファイル」の関連ですが、仙台市にはアーチルという発達相談支援センターが北部と南部にあるのですが、そこで試行的に10年位前から支援や診断の記録を母子手帳の大型判のようなイメージで保護者が管理しています。「すこやかファイル」と同じように保護者が希望して利用するので、個人情報もクリアしていました。

しかし、なかなか学校の中までは浸透せず、小・中学校にはこのようなファイルを持っている保護者がおり、一貫した支援をするため積極的に活用して欲しいと思います。担任が変わる都度、初めから説明しなければならないとか、去年の対応がわからないのでは保護者は困ります。教員がつくる通信表のコピーなどもファイルし、小学校ではこのような支援を受け、知能検査の結果はこれですと、学校の先生に積極的に渡してもらい、個別の指導・支援計画をつくる際の有効な手立てとし、参考にすることを小・中学校に周知し始めているところです。

会長           ありがとうございます。小さな時から大人まで一貫した支援というのが特別支援教育の思想そのものだと思います。それを具現化するのがある種ファイルの形式になると思います。その他いかがでしょうか。

山田委員 今「すこやかファイル」のお話を聞いたのですが、保育園から小・中学校とずっと歩ませていただいて、先生方は子どものことをいろいろ記載した用紙がありコーディネーターからずっと引き継いでいたようですが、保護者はそれを見られなかったので詳しいことを知りたいと思っても、ある程度は教えてもらえるのですが全部を見せていただけることはなかったです。そのようなファイルがあれば今からでも欲しいと思うくらいです。

子どもが高等学園を卒業して就職するのですが、これから障害者年金のことなどもあるので、今からでも手続きができるのであればそのようなファイルをいただきたいと思います。

会長 保護者に情報が届かないのは、いかがなものかと思います。学校にはいろいろなものが蓄積されており、保護者の目に触れない部分というのはもちろんあると思いますが、それでも必要と認識されるものさえもなかなか御手元に届かないのは教育に関わる私どもも含めて反省しなければならない事だと思います。

太田委員 私も「すこやかファイル」を見たのは初めてですが、山田委員のお話を伺い驚きました。就職する際に学校から会社にこの生徒はこのような特徴がありますという資料が届くのですが、それは保護者も御存知だと思います。就職した後いろいろな問題が起き保護者とも相談するのですが、私どもは「すこやかファイル」は知らなかったもので、地域の生活支援センターの協力を得て解決してきました。学校にいた間は学校の先生方や教育委員会との関係があると思いますが、卒業後は誰が面倒をみるのかということや、保護者は誰に相談するのだろうかということや地域生活支援センターが重要なのではないかと思います。

できるだけ学校の在籍中にそのような機関との繋がりを持った方がよいと思います。卒業して仕事を始めいろいろな問題にぶつかり、さあどうしようというのではなく、常に相談できる方と繋がっていることがとても大事だと思います。

会長 ありがとうございます。課題1と2は切り離すことはできませんので混在する形で意見をいただきました。もう少しいかがでしょうか。

赤間委員 2ページの高等部に関わる部分ですが、市町村教育委員会の立場として小・中学校には特別支援学級がどの学校にもあるという時代になってきました。障害種別も種類が異なって設置されている状況です。例えば仙台市でいうと小・中学校約200校に400学級位あり、90数%の学校に何らかの特別支援学級があります。必要があれば設置しており、だいたい上限に達していると思います。ただし、担任の先生たちはやはり毎年入れ替わりが激しく、専門性を担保することが教育委員会として

悩みの種です。また、担任の先生たちは研修をするために学校を空けなければならない、その間は学校の職員が補欠対応するのですが、在籍する学校からあまり離れずに研修できる方策も考えた方がよいと思います。

その際に特別支援学校のセンター的機能はとても有効な方策であり、充実させると市町村教育委員会はありがたいと思います。

また、特別支援学校を退職した専門性の高い教員を嘱託や非常勤の再任用で配置し、小・中学校の担任の先生たちが困った時には、相談できるような人が市町村の就学指導にも携われる仕組みになるとより効果的だと思います。

会長           ありがとうございます。

氏家           私は大学に勤めている関係で県内あちこちの学校やいろいろな機関にも出入りします。例えば特別支援教育連携協議会を設置しているところにいくと、大学の先生が来るのだから集まりましょうとか、年1・2回やらなければならないのでせっかくだからやろうという形だと自己紹介で終わる場合もあります。学校の先生方は人事異動もあり、横の繋がりがほとんどなくAという学校では何らかの配慮がいる子どもをとても上手に校内で対応していたが、担任の先生が異動してBという学校では障害なり配慮を必要とする子どもに対する関わり方がうまくいっていないのを見せられると、連携協議会の中身をどのようにするか、機能的にやりましょうとスローガンを掲げないと、形骸化するのはあつという間だと思います。個々の先生方はとても丁寧に対応しているのに、なぜ隣の学校にはうまく伝わらないのかと感じる時があります。センター的機能のようにいろいろな学校を回れるような先生がいると、Aという学校のよさをBという学校に関して還元しようというような知恵も涌くと思います。先生方がもっている力はまだまだ潜在的にあり、それをうまくシェアできないのが最大の問題だと思います。

また、保健師同士だと市町村を越えてもあうんの呼吸で繋がるが、教育・保健・医療・福祉が合わさるとこのつなぎ合わせがとても大変になります。障害や不登校の子どもや、震災の影響をまだ受けている子どもたちもおり、そのような子どもたちも特別支援教育の対象範囲と考えるのであれば、誰かが呼びかけなければ関係者が集まらないのではなく、横の繋がりがもてる工夫が必要です。担任の先生も相当苦勞を抱えており、その先生自身のキャパを越えていても自分の役割だからと一生懸命こらえている方もいると思います。先生方が申し出ればその市町村の中で応援できる人がすぐ駆けつけられるバックアップ体制を構築する必要があります。それが特別支援連携協議会だといわれればそれまでなのですが、うまく機能していないのではないかと感じます。いろいろな意味で柔軟性が必要です。人の側面もあるでしょうし、個々の先生がすぐSOSを言えるような体制づくり、あるいは他の学校ともシェアしたいことをすぐ申し出られるような仕組みづくりが市町村単位の特別支援教育連携協議会に加えもう一つあるとよいと思います。これが機能すれば十分だと思いますし、幅広い意味で個々の先生方がもっている知恵のシェア

アや困り事が、すぐヘルプといえるようなネットワークがあるとよいと思います。

会長      ありがとうございます。先程特別支援教育の教員の専門性の裏返しとしてこれをきちんと議論しなくてはならないということをお話した上で皆さんに意見をいただきました。特別支援学校では障害種毎の専門性の担保のような議論が成されるのです。これも個人としての見解ですが、確かに特定の障害領域におけるプロフェッショナルのような先生方ももちろんいますが、何らかの配慮を必要とする子どもたちには、発達障害であれ病気の子どもたちであれ、ある種共通する部分があり、これを特別支援学校の教員がある程度把握でき、自分ができない部分については別の専門性をもった教員や学校などと繋ぐ。そのようなシステムが働かないと連携協議会も十分機能しないという印象をもっています。そうすると障害種別を越えた特別支援学校の教員の専門性と市町村の特別支援教育の充実ということを勘案して考え、明文化することが必要ではないかと氏家委員のお話を伺い考えが強くなりました。いかがでしょうか。

藤倉委員      私も先程赤間委員が話されたように、例えば退職した後これまでそれぞれの障害種ごとの特別支援学校で培った専門性を、教育事務所ごとあるいは市町村教育委員会ごとに特別支援教育担当者として配置することが可能であれば特別支援教育は充実する方向に向かうのではないかと思います。障害種ごとに専門性が異なるため、ある種の障害に特化した方が配置されても応用が効かないのではないかと思います。やはり特別支援教育には共通する部分もありますし、配置された特別支援教育コーディネーター同士のネットワークや、さらにはそれぞれの担当者が地域の特別支援学校の担当者と連携できるようなネットワークが充実すれば、かなり効果のある配置になるのではないかと思います。

会長      鈴木委員

鈴木委員      私たちの地区の連携協議会は、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校はまだ入っていないのですが、市町村の特別支援担当の方々が集まり「個別の教育支援計画」の様式を合せようと小・中学校で同じような様式を使っています。個々の課題をもちより今の教育的ニーズがどのようなものなのかを年間数回協議しています。地区にどのような子どもがいて、どのような生活をしているかを集まった方々で共有することができますし、支援学校には就学に関する相談がとて多くなってきました。就学システムが変わったので勉強会や検査法などお互いに連絡し合っています。居住地校学習も進んでいるので、よい地区だといつも感心しています。

先程「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が保護者の方にはお知らせがなかったということがありましたが、教育・医療・福祉とか

関係機関と保護者が子どもの障害に関わる情報を共有しながら教育的支援の目標や内容を策定し、学校の教育課程に当てはめた「個別の指導計画」に反映させることを保護者ときちんと連携し、しっかり示した上で教育活動を行うことはとても大切ですし、支援学校はそれをやらなければなりませんので是非学校に言っていただきたいと思います。

岩手県では教育事務所ごとにエリアコーディネーターがあり、その圏域の学校で特別支援教育がどのように展開されているか把握しており、宮城県でも展開できるとよいと思います。

会長

ありがとうございます。実は大学の教員に巡回指導の要請があり、とても高い頻度で我々は出向いていきます。氏家委員も多分そうだと思います。なぜこんなに我々にとっていて、できれば多くの部分は特別支援学校の先生に担ってもらえないかと思います。

多分特別支援学校の先生方の専門性は今あるものだけでは足りないと思いますので、それをいかに向上させるかと、市町村の特別支援教育の充実に繋げるかということです。もしかするとそういう方々がコーディネーターのコーディネーターになり得る立場として機能するのではないかと思います。大学の教員が出て行かなくてもよいのではないかと、これも個人的な見解になりますが、それこそ特別支援学校の先生方に行っていただきたい。

視覚支援学校であろうと聴覚支援学校であろうとそれぞれ特別支援教育の専門性があり、それらの充実と市町村における特別支援教育の充実は表裏であると思います。これらも含めて文言等を検討していただければと思います。

伊藤  
委員

関連しますが支援学校の職員も200から300回くらい出向いているのです。ただし、学校には専任でコーディネーターをしているのは県内でもあまりいないのです。市町村における特別支援教育ということに視点を戻しますと、市町村によってかなり温度差があると思います。私も連携協議会の委員をしていた時に随分言ったのですが、障害のある子の把握の仕方が特別支援学級に入っている子どもだけという意味合いで話をしていたりするのです。発達障害やその他の障害は入っておらず、集まった委員も教育だけではなく保健・福祉や幼稚園・保育園の方もいるのですが、その会に来て何を協議するのか曖昧なまま開催され、1・2回で終わってしまう。子どもたちが何を必要としているかまで踏み込まなければなりません。乳幼児から幼稚園・保育所に入るときや小・中学校に入るときの繋ぎの部分は支援が必要で、その時には教育だけでなく他の保健師等とどのように関わればよいかも必要だと思うのです。連携協議会はやっと定着したので、内容面の充実や設置意義をもう一度県教育委員会を中心とし、周知する必要があると思います。

会長

菊池委員

菊池 特別支援教育がスタートした時に文部科学省から「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」とが、一つのツールとして活用できる乳幼児期から生涯に渡っての関連図ができました。この7年間、宮城県の特別支援教育もいろいろな事業を展開したと思います。先程の白石市の早期支援事業とか進路指導の充実などの事業を展開し、それぞれにノウハウを得ましたが、障害のある子どもを抱えた保護者が学校に入る前からどのような見通しになるか、子どもたちが将来どう進むかなど、子育ての明るい見通しがもてるよう、宮城県の特別支援教育はこのように選択して進むことができることを一つにまとめるとよいと思います。

入り口や出口の問題もあります。入り口の問題で知的の場合だと小学部あるいは小学校、聴覚などは幼稚部もあるのですが、さらにそれ以前の早期の療育支援では教育委員会だけではなく今日の課題等にもあるように医療・保健・福祉と横断的な連携が必要だと思えます。学校教育だけではやはり担えない部分であり、就学年齢に達するまではそのような関係機関がしっかりと連携し支援するシステムが保護者に示せるとよいと思えます。

先程太田委員から就職し社会にでて、自立に向けて頑張っても途中で難くなるケースも多々出てくるというお話がありました。その際にはどのような支援が受けられるのかという全体像を大きく目に見える形で生涯に渡っての支援はこうですというものが宮城県として示せるとよいと思えます。

会長 ありがとうございます。  
今日はもう一つ議題がありますのでそろそろこの部分については打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 はい

### 3 議事（4）

会長 それでは次に、議事（4）「新構想の骨子（案）」についてです。新たな構想は、来年度に策定を予定していますが、策定に向けこれまで議論した「小・中学校」、「特別支援学校」及び「高等学校」における特別支援教育の一層の充実を図るための方策等について、事務局で「骨子（案）」としてまとめてもらいましたので、皆様から御意見をいただきたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

事務局 新たな構想の策定に向け、これまでの議論を踏まえ、それぞれのテーマについて現状と課題、目指すべき方向性を骨子（案）としてとりまとめました。今後、この骨子（案）を基本とし、新たな構想をとりまとめたいと考えています。御意見をよろしくをお願いします。



会長

資料4を見ていただきたいと思います。「小・中学校における特別支援教育の体制づくりと推進」はこれまで議論してきたものです。目指すべき方向性が3ページにあります。特別な支援を必要とする児童・生徒が地域の小・中学校で学ぶためにということで先程から出ていましたが「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」をいかに作成するか、作成するだけでなく活用しなければなりません。それから校内体制の整備です。以前からありましたがいかにして地域の教育資源を組み合わせ子どもたちのニーズに応えるかです。

次は「特別支援学校の教育の充実」です。知的障害の支援学校についての緊急提言をまず議論しましたが、その基になる内容がここに示されています。7ページには方向性として今日議論した知的障害特別支援学校の教育環境の整備や、まだ十分ではありませんが2番目の知的障害以外の特別支援学校の教育環境の整備や進路指導の充実。障害の重度・重複化、多様化への対応。5番目には軽度知的障害のある高等部生徒に対する教育の充実。

8ページです。これについても今日市町村の部分で様々な議論がありました、「交流及び共同学習の推進」。7番目は特別支援学校のセンタ－的機能をどのようにして充実させるか。

次に、「高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進」では、コーディネーターが配置され、校内委員会の設置もかなり進んでいますが、実効性についてはこれから様々な取り組みが必要ではないか。10ページに方向性として特別な支援を必要とする生徒への対応として校内研修、これまでの高等学校の先生方の意識と現状について、最近埋まってきましたが多少なりずれがあるであろうということ。やはり高等学校において特別支援教育は今までないものですから、校内体制をいかに整備するかそれなりの勢いが必要だと思います。これらについて構想として提言を行う必要があるという骨子案です。

青木  
委員

文部科学省が特別支援教室構想をどのようにしていくかにもよると思うのですが、やはり多様な学びの場を保障し、特に通常の学級にいる発達障害等の子どもたちへの支援をどのようにするかが通常の小・中学校では喫緊の課題だと思います。私の感覚では特別支援学級の先生よりも通常の学級の先生の方が本当に苦勞して日々そのようなグレーゾーンの子どもに対応していると思います。支援員が配置される人数は子どもの数のわりにはかなり少ないと思うので、授業づくりの改善だけではなかなか対応できないのが現状だと思います。

通常の学校では、通級指導教室が非常に大きな意味をもつと思いますが、地域や保護者にまだまだ認知されていない状況だと思います。通級による指導の対象児童生徒数でLD、ADHDを見ると今年度は771人ですが、これがどの位の割合で小・中学校に設置されているかのデータがほしいと思いますが、通級指導教室を設置するにはかなり労力を伴います。保護者は通級指導教室を特別支援学級ではないかと思っており理解を得るのが難しく、自分の子どもを通わせることに対し、踏みとどまる意識が強くなります。仮に保護者からの依頼があつたにしても医学的な診断等が必要となり、ある程度の人数もいないとなかなか設置でき

ないような現状です。実際には保護者が医療相談を受けていない子どもたちが多いのです。明らかに発達障害や自閉症であろうと思われる子どもでも、保護者に抵抗があり医療相談を受けていない場合がとても多いので、丁寧に説明しエントリーしてもらうのは大変な作業です。文部科学省では通常の学級で6.5%程度発達障害等の子どもが学んでいるとされ、200人規模の学校で最低13人位の子どもたちとなりますが、現場感覚ではもっと多いと思います。そう考えたときに学校規模200人程度の学校であれば通級指導教室をあらかじめ設置する施策はとれないものかと思います。そうしなければ保護者の理解を得るのは難しいです。あらかじめ設置すれば10から20人位の子どもたちはすぐにエントリーすると思います。

通級指導教室の先生の専門性を確保する必要があると思います。設置している学校が少ないので通級指導教室の先生同士の情報交換が十分されていません。一定の圏域の中で通級指導教室の先生たちの情報交換や研修の場を設け、あるいは通級指導教室の指導内容を拡充し充実させるためにモデル校的なものをつくり、その中身を地域に広げていく方法もあるのではないかと思います。以前に特別支援教育室が行っていた自閉症の教育課程の研究がありますので、その成果を通級指導教室に生かしていく必要があると思います。学習指導要領がないのであれば指導書のように少なくともここまではきちんと指導しましょうというものをつくり、モデル事業を行えば質の充実に繋がり、文部科学省の特別支援教育構想にも繋がっていくと思います。

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が一番のツールになりますが、思ったよりも小・中学校で拡充しないのはやはり学習指導要領の文言の解釈の仕方だと思います。解釈の仕方によっては努力事項と捉えています。少なくとも障害を持っている子どもについて、小・中学校では努力事項ではなく策定義務として県で強く指導すれば拡充すると思います。

それから3ページにあるように、特別支援学級や通級指導教室の質の充実を図ることを考えると、特別支援学校の先生と小・中学校の先生との人事交流を広げ、支援学校で培った知見を小・中学校の教育に是非広げていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

藤倉委員 特別支援学校の教育の充実で7, 8ページの目指すべき方向性というところですか。これは②の知的障害以外の特別支援学校の教育環境の整備と⑦のセンター的機能のさらなる充実のどちらにも関わると思います。前回も話したのですが、知的障害以外の障害種は低発生なので必ずしも継続して同じ地域に対象となる子どもがいるとは限りません。

視覚障害でいえば弱視学級が県内に28あるのですが、そのうちの25は一人学級です。そしてその子が卒業すればしばらくその地域には対象となる子どもがいなくなり、なかなか地域ごとに専門性を担保できる状況にはありません。確かに複数の障害種部門に対応できるよう併置・

併設の方向性は必要だと思うのですが、一方でやはりセンター的機能を発揮し得る拠点となる専門種の学校の必要性をどこかで一言付け加えていただきたい。

会長           ありがとうございます。私の専門領域は病弱で、先程のグラフから現在病弱は、山元も西多賀も対象となる子どもたちの数が減っています。ところが通常の学校の中には3分の1の子どもは病気を持っているという推計がなされています。一般的に通常の学校で病気の子どものがどうしているかという、あなたは病気だからちょっと体育は見学ねという対応がなされ、病気の子どものたちの体を育てるという意味での体育を学ぶ権利を剥奪している状況であると認識しています。

藤倉委員が話された専門性を考えると、発生率が低くても必ず対象となる子どもがいますので、その子どもたちの実状を踏まえた上で、センター的機能やそれぞれの障害種に対応する専門性を各支援学校がどのように担保するかです。最終的には子どもたちのニーズへの対応を決めることを考えなければなりません。子どもたちのニーズを考えると人数が少ないから少なくてもよいとか、十分でなくてよいということにはならないと思います。いかがでしょうか。

齋藤委員       骨子の3のところに入ってよいでしょうか。高等学校における特別支援教育の体制づくりと推進ですが、コーディネーターは100%配置されながら校内委員会の開催状況があまり思わしくないのが実態としてありますが、校内におけるコーディネーターが果たす役割はとて大きくコーディネーターが力を発揮することで校内体制が形つくられると思います。

先程氏家委員から、ある学校ではうまくいっているのに、他の学校には広まらないというお話もありましたが、コーディネーターがお互いの学校のよい取組を紹介し合い研鑽できるような機会やコーディネーター同士がうまく繋がれるようなネットワークも必要だと思います。コーディネーターは学校の中に一人なので、孤軍奮闘し場合によっては孤立するような状況も生じることがあると感じています。自分だけ意識が先行しなかなか他の教員に広まっていけない中でどうしたら他の教員に意識を高めてもらえるだろうかと必死に頑張っている職員もいますので、コーディネーター同士の連携がもっととれるような形があるとよいと思います。

それからもう一つ高等学校における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」ですが、先程の中学校段階のところではいいと作成の状況が支援計画で5割、指導計画で約8割ですがその実態は特別支援学級に在籍している児童・生徒に関するものが中心だと思います。私は高等学校に勤務しておりますが、これまで中学校から支援計画というものの引き継ぎを受けたことはありません。口頭での申し送りや副申書として例えば発達障害という診断を受けている生徒で、中学校においてはこのような配慮をしたということを引き継ぐケースはこれまでも色々ありましたが、特別なこうした計画という形で引き継ぎを受けたことはありません。

せん。

高等学校で「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成といいますと、基本的には知的な障害のない発達障害を視野にいれたものと読み取れるのですが、支援が必要な児童生徒に関しては小・中学校段階からこうした計画が作成され、それが高等学校に繋がってくる必要があると考えます。それがないまま、高等学校側だけでこれをつくったり次に引き継いだりということを求められますと、高等学校の教員としては非常に戸惑いがあると思います。

会長           ありがとうございます。中学校から高等学校への接続が悪いのはいろいろな要素が絡んでいるのは聞くところですが、中学校から高等学校にそのような情報を伝えることによって子どもたちにマイナスの評価が及ぶのではないかという非常に強い懸念を中学校の先生は持っていると思います。

教育長           今のところについて少し説明を加えさせていただくと、公立の場合は高等学校に入るためには高校入試があります。どうしても高等学校入学以前はそういったことが不利になるのではないかと中学校からなかなか情報が届かないことがありました。一方においては今齋藤委員が話されたように高等学校ではそういった情報をできるだけ早く収集し、入学直後から適切な個別の指導をしていきたいという希望を強く持っていますので、昨年から入学以前の合格が決まった段階で、中学校と高等学校で情報の共有をしようとする取り組みを始めたところです。プライバシーの問題もありいろいろ配慮が必要だと思いますが、継続した特別支援教育を進めていくという意味で中学校ではどのように指導してきたかということは、高等学校にとって極めて重要な情報であり、個人の問題だからというのではなくしっかりと指導していくための必要な情報だということでお互いに情報を共有していこうとする取り組みを始めたところです。

会長           ありがとうございます。幼稚園から小・中学校、高等学校、実は大学もそのような情報をもらうことにより何も不利は生じないのが現在の一般的な考え方ですが、何かどこかで懸念が発生してしまい、とても残念だと思います。

齋藤委員           高等学校に情報が繋がると生徒にとって不利になるのではないかというのやはり大きな誤解だと思います。現在、高等学校は個々の生徒の状況に配慮しながらできるだけ個別の対応を進めていきたいと思っています。そのような情報が事前に十分ないためにうまく対応できずトラブルが発生したり、本人に対して学習上、あるいは生活指導上必要な支援がなされず、不利なあるいは不幸な状況が生じるというのがむしろ現状ではないでしょうか。

赤間委員 1 ページの最初の表題, 「小・中学校における特別支援教育の体制づく」と推進」ですが, 特別支援教育に転換して5・6年が経ち, 2 ページを見るとコーディネーターも配置され支援委員会も100%設置されているので, 体制の強化や充実という表現が適切であると思います。また文部科学省の調査では発達障害が6.5%の可能性ということですが, 実は小学1年生については1割位です。1割位の子どもに可能性があると学校は評価しており, これはとても大事な問題だと思います。特別な支援を必要とする子どもたちへきちんと対応することは, 実は他の子どもにとっても有益であり, 本人が自信を喪失して不登校になるとか, 皆にからかわれていじめに繋がっていくとか, あるいはおもしろくないということで非行に走るとか, 2次障害の予防にも繋がるし, 指導困難学級の未然の防止や学力向上にも繋がるのではないかと思います。これは学校ごとの努力だけでは限界があるので, 教育事務所や教育委員会などの単位で退職した校長先生でもよいのですが, 外部から巡回相談として伺い授業を見ながらアドバイスするというシステムが学校を支える施策としてとても有益だと思います。

また, 1年生は9%程度, 2年生は8%程度と徐々に下がっていくので, 低学年のうちは一クラス辺りの人数が少ないという宮城県の施策は今の学校にとってもよいことだと思います。高等学校のコーディネーターの孤立というお話がありましたが, 小・中学校のコーディネーターの連絡会をエリアごとにつくり, そこに高等学校のコーディネーターも加わり, 小・中学校ではこのようなことをしていると把握でき生徒の情報も入るのでよいと思います。

会長 ありがとうございます。  
一通り骨子案についても御意見をいただきました。まだまだ御意見や質問等があると思いますので, これらを踏まえて今後検討していかなければならないと思います。

### 3 議事(5)

会長 議事5「その他」に移ってよろしいでしょうか。  
事務局から何かありますか。

事務局 議題として用意しているものではありません。骨子案について御意見をいただくには少し時間が不足したように思いますので, もう一度読んでいただき後日担当の方へ御意見を頂戴できればありがたいと思います。

会長 今日もし山の御意見ありがとうございました。  
今年度は今回が最後となります。新たな構想の策定のため, 来年度もさらに皆様と議論を重ねていきたいと思います。  
円滑な議事進行につきまして, 御協力ありがとうございました。  
それでは, 事務局にマイクをお返しします。

## 2 あいさつ

司会 ありがとうございます。ここで県教育委員会教育長高橋より御挨拶申し上げます。

教育長 改めまして本日は大変熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。本日は大きく3つ議論していただきましたが、特に緊急提言につきましては本日頂戴した御意見を踏まえ、最終的に会長とさらに御相談させていただいて文言を詰めていきたいと考えています。学校の新設も含めて量的な拡大という部分だけではなくてやはり健常児のいる学校との関係性をさらに深めるような、質的な部分についてもしっかりとこの緊急提言の中にも示すべきだと改めて本日教わったところでございます。そういった点もしっかり踏まえて最終的な提言としてとりまとめいただくように事務局でさらに検討させていただきたいと思っております。

その後の2つの議論についても大変重要な御意見をたくさん頂戴しました。今回お示しした骨子案について本日頂戴した御意見をしっかりと踏まえてさらに事務局で修正を加えたいと思っております。乳幼児から成人まで一貫した特別支援教育をどのようにしていったらよいかという視点でもう一度骨子案全体を見直したいと思っております。本日は大変熱心な御議論ありがとうございます。4月以降もよろしくお願いたします。

## 4 閉会

司会 次回は5月下旬を予定しています。発達障害への対応や教員の資質向上、ICTの活用について御意見をいただきたいと考えています。

詳細な日程につきましては事務局から改めて御連絡したいと考えていますのでよろしくお願いたします。

最後に伊藤副会長から閉会の御挨拶をいただきたいと思っております。

伊藤委員 17時を過ぎましたが、今日は緊急提言で大きな方向性が示され嬉しく思います。少しでも早い実現を目指し、市町村等と連携しながら進めてほしいと思っております。

私は分校経験が石巻と小牛田と富ヶ丘と3回もあるのです。確かに交流や共同学習の有意義さは考えていますので、文言の整理等を会長に一任しましたがその辺も含めてできるだけ早く教育環境の整備に取り組んでほしいと思っております。

議題の3と4については現実的な状況もかなり出てきましたので、そのようなことを踏まえながら質的な向上を目指すため、連携強化をこれから益々進めなければならない必要性を特に感じました。

今年度最後ということでしたが、毎回たくさんの意見が出てよかったですと思っております。本当にお疲れ様でした、ありがとうございました。

事務局 以上をもちまして、第5回宮城県特別支援教育将来構想審議会を終了させていただきます。